

平成27年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第9日（平成27年12月15日 火曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第1 一般質問

～～～～・～～～～・～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1

～～～～・～～～～・～～～～

議員定数 12人

現在員数 12人

～～～～・～～～～・～～～～

出席議員 12人

1番	田中耕之郎君	2番	岡本詠君
3番	細川博史君	4番	前田晃君
5番	浅尾公厚君	6番	森一美君
7番	小川豊治君	8番	西原強志君
9番	永野裕夫君	10番	岡崎宣男君
11番	仲田強君	12番	武藤清君

～～～～・～～～～・～～～～

欠席議員

なし

～～～～・～～～～・～～～～

事務局職員出席者

議会事務局長	山下毅君	局長補佐	伊藤牧子君
議事係長	池正澄君	主事	中島史博君
主事補	宮口佑司君	主事	谷岡賢君

～～～～・～～～～・～～～～

出席要求による出席者

市長	泥谷光信君	副市長	磯脇堂三君
会計管理者兼 会計課長	山本豊君	税務課長兼 固定資産評価員	野村仁美君

企 画 財 政 課 長	早 川 聡 君	総 務 課 長	木 下 司 君
危 機 管 理 課 長	横 畠 浩 治 君	消 防 長	田 村 光 浩 君
消 防 署 長	上 原 由 隆 君	健 康 推 進 課 長	戎 井 大 城 君
福 祉 事 務 所 長	徳 井 直 之 君	市 民 課 長	二 宮 真 弓 君
環 境 課 長 兼 清 掃 管 理 事 務 所 長	坂 本 和 也 君	ま ち づ くり 対 策 課 長	横 山 周 次 君
観 光 商 工 課 長 補 佐 (ジ オ パ ー ク 推 進 室 長)	酒 井 満 君	農 林 水 産 課 長	文 野 喜 文 君
水 道 課 長	田 村 和 彦 君	じ ん け ん 課 長	田 村 善 和 君
し お さ い 園 長	中 島 東 洋 君	収 納 推 進 課 長	倉 松 克 臣 君
教 育 長	弘 田 浩 三 君	学 校 教 育 課 長	中 津 健 一 君
生 涯 学 習 課 長	中 山 優 君	教 育 セ ン タ ー 所 長 兼 少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長	弘 田 条 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	沖 比 呂 志 君	監 査 委 員 事 務 局 長	小 松 高 志 君

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から、平成27年土佐清水市議会定例会12月会議第9日目の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） 皆さん、おはようございます。清友会の森 一美でございます。

38回目の一般質問をまいります。

今回は、2日目のトップバッターということで質問させていただきますが、もう早12月、師走の半ばになってまいりました。しかし、今年もいろいろありました。フランスでは大規模なテロに見舞われたにもかかわらず、COP21が開かれておりましたが、このCOP21、環境をどのようにして守っていくかということですが、これについてもいろんな先進国、発展途上国等の間で、いろいろ問題がありましたけれど、それでも150の国と地域が削減目標の提案に賛成して、先日、閉幕したところでございます。それほど温暖化防止が必要な状態になっ

てきているのだと私は考えております。

CO<sub>2</sub>の削減は、本当に待ったなしのところに来ているのではないのでしょうか。

再生可能エネルギーの活用が軌道に乗って、環境が守られ、そして皆さんのエネルギーが確保されるようになれば、これも少しはましになるとは思いますが、それもまだまだ先のようです。

世界中でテロの危険が高まっております。なぜ、自分たちの主張を暴力で解決しようとするのか、私はわかりません。

話し合いでの解決は、これは価値観の違いや主義主張の違い、貧富の差等からなかなか難しいとは思いますが、上に立っている指導者がしっかりとしていれば、何とかなるように思いますけれど、そうならないのが現実であると思います。

この平和な地域においても、いろいろ問題が起きております。世界ではなおさらのことと思います。

先日ですが、四万十市において残念な出来事がありました。市議会議員が飲酒運転で検挙されたとの報道です。どのような状況で運転することになったかわかりませんが、本人は大変な過ちを犯してしまったと深く反省しているようで、即日、議長あてに辞職願を出したという話を聞いております。

後悔先に立たずという言葉があるように、今となっては何もできないのが現実でございます。

先日、ある先輩から、議員とは酒を飲めなくては務まらないものだというふうな話を聞きましたが、酒を飲むのも結構でございます。けれど、「飲んだら乗るな」を忘れてはいけません。

議員も職員も市民も、誰もがわかっているはずなのですが、このくらいなら大丈夫だろうというような安易な気持ちが後悔を生む結果となることを肝に銘じ、絶対に飲酒運転をしないようにしてください。

市議会議員は、市民から選ばれ、期待された存在でございます。議員としての資質の向上とモラルについては、再度、勉強する機会をつくるべきであろうと私は思っております。

前置きはこのくらいにして、通告に従いまして質問してまいりたいと思います。

執行部の皆さんには、私の質問が聞き取りにくいところがあるかもしれませんが、これは個人的な口のほうがおかしいんでございまして、事情でございますので、遠慮なく聞き返していただきたいと思っております。

今回は、森林の活用について関連した質問をしてまいります。

ご存じのように、我が市は、大半が森林でございますけれど、なかなかその活用は進んでおりません。昔は森林は相当木材として出したり、炭を焼いたりして活用がされておりましたけれど、現在は木材の需要が減り、値段が下がっております。近ごろ室戸のほうで備長炭をつく

るとか、そういうところで活用も図られているようですけれど、これもなかなか進んでいくものではないです。

この木材の需要が減って、値段が下がっているということは森林王国高知にすると非常な痛手でございます。

この森林については、6、70年前ですが、国の勧めで雑木を切って、スギ、ヒノキ等の針葉樹を植栽してきておりましたが、その当時は相当なもうけになるというふうなことを考えて、楽しみに植えておりました。うちも同じでございました。

しかし、現在は山は眠った状態でございます。それはなぜかという、森林を伐採して、搬送しても、赤字になるというような状態になってしまったからです。

森林所有者というのは、固定資産税を払いながら、将来の収入を夢見て、手入れをしてまいりました。これには結構莫大な資金が投入されておりました。しかし、それは木材を売ることによって元が取れるということでございましたけど、それが今、この状態でございます。

国はこの現状を見て、平成24年から森林経営計画をつくれば、支援する方策を示しておりますが、補助育成がなかなか進んでいないようでございます。その点についてまた、さらに昨年からバージョンアップして進めてくれているようです。しかし、ほとんどの人がわからないと思いますので、この点についてから質問をしてまいります。

まず、税金の問題から伺ってまいります。

法人市民税や固定資産税については、森林経営計画制度を推し進める上の参考になると考えていることから、税務課長にお伺いします。

土佐清水市の法人市民税は、近隣の市町村より高いというふうなうわさを聞きましたが、事実でしょうか。税務課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

税務課長。

（税務課長 野村仁美君自席）

○税務課長（野村仁美君） お答えいたします。

法人市民税は、資本金等の額及び従業者数の規模によって課される均等割と収益に応じて課される法人税割の合算となっております。

地方税法による標準税率は、均等割が5万円から300万円まで、9段階になっており、国税である法人税額を課税標準とする法人税割の税率は9.7％となっております。

土佐清水市の均等割は、標準税率の1.2倍の制限税率を適用しており、6万円から360万円までの9段階となっております。

法人税割の税率も制限税率である12.1％を適用しております。

県下 11 市の状況は、香南市、香美市を除く 9 市が当市と同じ税率となっております。幡多地区では、大月町、黒潮町が均等割は標準税率、法人税割は 10.4 % となっております、三原村が均等割、法人税割とも標準税率となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6 番 森 一美君。

（6 番 森 一美君発言席）

○6 番（森 一美君） ありがとうございます。お手をかけました。

これ、近隣の市町村まで調べていただきまして、本当にありがとうございます。

我が市における法人市民税の対象となっているのは、何社ありますか、税務課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 税務課長。

（税務課長 野村仁美君自席）

○税務課長（野村仁美君） お答えいたします。

法人市民税の納税義務者数ですが、本年度、課税状況調べによる数字となりますが、243 法人となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6 番 森 一美君。

（6 番 森 一美君発言席）

○6 番（森 一美君） ありがとうございます。

次に、市内の山林の固定資産税についてお伺いします。

市内には相当な面積の山林がございますが、市の税収のうち、固定資産税は何%を占めておりますか、税務課長、お伺いします。

○議長（永野裕夫君） 税務課長。

（税務課長 野村仁美君自席）

○税務課長（野村仁美君） お答えいたします。

26 年度の市税の現年度課税額に占める固定資産税の割合は、43.31 % となっており、収納額では現年で 42.72 % となっております。

○議長（永野裕夫君） 6 番 森 一美君。

（6 番 森 一美君発言席）

○6 番（森 一美君） ありがとうございます。

そのうち山林の占める割合というのはどのくらいあるか、教えていただけますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 税務課長。

(税務課長 野村仁美君自席)

○税務課長(野村仁美君) お答えいたします。

平成27年度の12月7日現在の固定資産税の課税額が、全体で5億5,526万3,600円ありまして、山林の課税額はこのうち、1,155万8,400円で、2.08%を占めております。  
以上でございます。

○議長(永野裕夫君) 6番 森 一美君。

(6番 森 一美君発言席)

○6番(森 一美君) ありがとうございます。

結構、少ないんですね。市の税収が少ないんだから仕方ないかもしれないんですけど、法人ができて、材木が売れ始めて活用できるとなれば、市の税収も上がってくるのではないかと思いますけれど、なかなか思うようにはいかないところでございます。

続きまして、農林水産課長にお尋ねします。

税務課長から山林の固定資産税を聞きましたが、山の活用は進んでいないのが現状でございます。

この山の活用について、過去5年間の市内の生産木材の出荷状況を把握しておれば教えてください。よろしくお願いします。

○議長(永野裕夫君) 農林水産課長。

(農林水産課長 文野喜文君自席)

○農林水産課長(文野喜文君) お答えをいたします。

市内の伐採状況は、高知県森づくり推進課の取りまとめによりますと、市有林を含めた民有林での間伐を含む伐採及び生産量は、平成21年度377.56ha、生産量1万4,461m<sup>3</sup>、平成22年度478.91ha、生産量6,582m<sup>3</sup>、平成23年度521.13ha、生産量1万2,326m<sup>3</sup>、平成24年度315.86ha、生産量8,262m<sup>3</sup>、平成25年度224.76ha、生産量8,610m<sup>3</sup>となっております。

以上でございます。

○議長(永野裕夫君) 6番 森 一美君。

(6番 森 一美君発言席)

○6番(森 一美君) ありがとうございます。

そのくらいなあれも、昔の木材の値段だったら、結構な値段だったろうとは思いますが、今、昔の3分の1くらいの値段というふうにも聞いております。これではなかなか森林経営というのは難しいかと思えます。

そこで、国の森林経営計画制度という補助制度があると聞いております。私は、伐採事業を

はじめた若者から、ちょっと説明を受けましたが、まずこういうことに携わったことがなければ、なかなか理解できないものでございました。ほとんど理解できていない状態ですけど、農林水産課長、どのようなものであるか、把握しておれば説明願います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

森林経営計画であります、この計画は森林所有者、森林の経営の委託を森林所有者から受けた者、またはその２者以上が共同で森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について、作成する５年を１期とする計画であります。

一体的なまとまりをもった森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としております。

森林経営計画を作成をするに当たっては、国の森林整備地域活動支援交付金事業があり、森林所有者の調査及び森林境界の確定など、主に経営計画を作成するために必要な情報収集にかかわる費用に対しての補助があります。

この交付金事業を利用するための主な条件としては、市と森林整備地域活動実施協定の締結、一定の面積以上を有すること、年度内で事業を完了すること及び事業完了の翌年から２年以内で森林経営計画を作成することなどが定められております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） ６番 森 一美君。

（６番 森 一美君発言席）

○６番（森 一美君） ありがとうございます。

まだ、課長に説明していただいても、完全には理解できないんですけど、森林経営をやろうと希望する者が、市役所に対して計画届を出して認定されたら、その事業を補助してもらえる。それには一定の基準というものがあり、それを満たさなければならないというふうに考えてよろしいでしょうか。

これについては、大体、何年くらいのスパンで実施する計画を立てるものでしょうか、農林水産課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

この計画の面積や伐採量などの基準を満たして、経営計画を作成し、それが認定されますと、山林所得の控除、融資条件の優遇及び造林補助事業の補助率が上乘せされるなどの支援措置が

受けられるということでございます。

この計画につきましては、5年を1期とするように定められております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

私は、この計画というのを聞いていて、ある程度、2、30年のスパンだというふうな自分でそういうふうに考えておりましたけれど、5年だと、私でもまだできるというくらいな年数だろうと思います。

まず、後継者がいなければできないような事業じゃないのかなと思っていました。これについて、自分で考え違いをしていたこと、反省しなければならないと思います。

近ごろ、森林組合、うちの土佐清水市の森林組合のほかにも、自伐産業等を起こしている方がおられると聞きます。この人たちについても、この制度を活用できるのでしょうか。農林水産課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

自伐林家の方の森林経営計画制度の利用についてでございますが、これにつきましては、100ha以上の森林を有している方であれば、単独で計画を作成できます。

また、所有する森林が小規模であっても、他の森林所有者との施業に関する協定を締結し、その協定の合計面積が一定以上であれば、作成が可能であります。

ただし、この森林経営計画には、国土保全及び森林施業の効率化を目的とした、これは比較的大きな規模の計画であるため、自伐林家の方、今、言われております自伐林業といわれているような方の目指す森林に与える負荷の小さな林業とは異なるものであると思います。

県単独の緊急間伐事業や林業機械レンタル事業など、自伐林家の方を対象としたほかにも補助制度が利用できるようになっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

自伐なんかの人たちともまたいろいろ話しながら、自分たちの使える補助制度等を勉強して、その人たちも土佐清水市で頑張っていただきたいと思います。

市長、市は結構、市有林を持っておりますね。そろそろ更新伐採できるところもあると思います。市が、この森林経営計画制度というものを活用促進を図っていけば、雇用の拡大にもつながると思います。

森林経営計画制度の活用をして、将来に残る市の山をつくってみてはどうかと思いますが、市長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） お答えいたします。

市有林の面積は約1,436haであり、そのうち、スギ・ヒノキが約942haとなっております。

森林経営計画の上位に当たる土佐清水市森林整備計画では、主伐の時期に関する指標として、標準伐期齢はスギが35年、ヒノキは45年となっておりますが、市有林については、森林の公益機能を発揮及び優良木の育成を目的に、主伐の時期を標準伐期齢の2倍以上とする長伐期施業森林として、現在、これに該当するスギ・ヒノキは約23haとなっております。

これらの市有林では主伐を行い、新たに植栽を行う時期となっておりますが、森林の持つ公益的機能を損なうことのないよう、実施については慎重に検討しているところであります。

また、平成26年度末までに市内では18カ所で約1,975haの森林経営計画が認定されていますが、このうち、市有林単独または森林組合との協定による私有林との合同で、市有林も9つの箇所で合わせて511.13haの森林経営計画が認定されており、この計画を実施することにより、森林施業の集約化と効率化を図ることで、事業量をふやし、雇用の拡大を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

どんな事業を始めるにも、うちの人口減や高齢化率の上昇がネックになってきていると思います。

移住促進とともに、新たな事業を始めるということも必要であると思います。聞いてみると、相当な森林経営計画ができているようでございますので、市としてもいろいろ頑張っていくのではないかと思います。

先日、大岐の足摺黄金糖の製造工場で、地域おこし協力隊の人と話す機会がありました。この人たちも何とかこっちに残って、みんなと一緒にやっていきたいというふうな希望を持って

おりますので、その人たちが働けるような場も十分につくっていただきたいと思います。

市長は、全力で前向きにいろんなことに取り組んで、いろんなことを計画してくれておりますけど、また新たな市の発展計画をつくっていただけるように期待しております。

山は海を育てると言われた方が宮城県の人でおりますが、本当に山が重要なものだと思っております。山を上手に活用して、水産資源が豊富になれば、市も潤ってきてうれしいと思っておりますけれど、なかなかそのようにはなりません。これからも知恵を出し合い、市の発展と地方創生に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

現在、年末年始の全国交通安全運動が実施されております。安全運転、事故防止にどうぞ皆さんもご協力よろしくお願い申し上げます。

市民の皆様がそろってよき年を迎えられることを祈念いたしまして、私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休 憩

午前10時38分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

3番 細川博史君。

ただ今、3番 細川博史君より、平成29年度日本ジオパーク認定に向けての項目における答弁者について、観光商工課長をジオパーク推進室長へ変更したい旨、申し出がありましたので、これを許可をいたします。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 皆さん、おはようございます。清友会の細川博史でございます。

いよいよ師走に入り、今年も残すところあとわずかとなりました。本当に月日のたつのは早いもので、1年はあっという間に過ぎていくものです。

ところで、きょうは15日。私の気のせいかもしれませんが、皆さんの心がうきうきしているように感じます。

市役所の中も、皆さんはとても穏やかで、笑顔いっぱい満ちあふれているように思います。

やはり、誰しも自分の懐が暖かくなると、自然と笑みになるのだなとつくづく思います。いつまでも笑顔でいられるといいのですが、家できょうの日を、今か今かと心待ちにしているきょうだけは、特にやさしくしてくれる家族がいます。

明日になれば、懐の中の多くが羽を広げて羽ばたいていきます。悲しいことですが、仕方ありません。

私のところは明日、福沢諭吉さんが学問をすすめるために出ていきます。だいぶ寂しくなりますが、きょう一日だけは満面の笑みで過ごしたいと思います。

一般質問も和やかに進行するのではないのでしょうか。ちょうど私の質問の初めは、土佐清水市の懐ぐあいについての質問になります。よろしくお願いいたします。

平成２８年度予算編成方針について伺います。

我が国の経済は、政府による経済政策の推進により、消費の持ち直しや雇用情勢の改善など、緩やかな回復基調が続いており、経済の好循環が着実に回り始めるとともに、デフレ脱却と経済再生に向けた前進が見られております。

しかしながら、経済の好循環について、地方にまで十分に波及しているとは言い難く、先行きについても海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、金融市場の変動にも引き続き留意する必要があることなどから、依然として楽観視できない状況にあるとのございます。

このような中、国では、平成２７年６月３０日の閣議において、経済財政運営と改革の基本方針２０１５、経済再生なくして財政健全化なしを決定し、引き続き経済再生に向けた取り組みを推進するとともに、平成３２年度の財政健全化目標の達成に向け、経済・財政再生計画の策定に取り組んでいるところでございますが、新年度予算については、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するため、基本方針２０１５及び日本再興戦略改訂２０１５などを踏まえた諸課題について、新しい日本のための優先課題推進枠を設け、経済・財政再生計画における一般歳出の水準の目安を踏まえ、措置することとして、さらには地方創生については、まち・ひと・しごと創生基本方針２０１５において、地方版総合戦略の具体的事業を本格的に推進するため、新型交付金を創設するとともに、国の総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、地方創生の深化に取り組むと聞いております。

そのような中、既に土佐清水市においても、平成２８年度予算編成がスタートしており、さきの総務文教常任委員会では、平成２７年度当初予算額をベースとした１０年間の財政収支を推計した長期的財政見通しについては、一定の説明を受けたところでありますが、改めて具体的な歳出歳入の推移、市債残高の推移、実質公債費比率など、長期財政見通しについて企画財政課長に答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

最新の１０年間の長期財政見通しにつきましては、本年８月の総務文教常任委員会でご報告

させていただいたところであります。

歳入につきましては、本市の財政状況から勘案しますと、税収等自主財源の増加は期待できない状況であり、また、歳入全体の約40%を占めております地方交付税は、本年の国勢調査での人口減少などもありまして、平成29年度以降は、毎年3,500万円の減少を見込んでおります。

一方、歳出につきましては、中央公民館の新築、清水小学校の改築、給食センターの建設、防災・津波対策など、大規模事業が平成32年ごろまで続くことに加え、これまでも消防庁舎の建設や、清水中学校移転改築、市役所庁舎耐震補強、さらには清水保育園の新築をはじめとしました大型事業を実施してきたこともありまして、借金返済に当たる公債費は平成32年度にピークを迎えます。このようなことから、平成28年度以降の収支状況は、毎年約2億円から4億円の歳入不足を見込んでおります。市債残高につきましては、足摺テルメの償還が終了する平成28年度をピークに以降、減少することとなります。

実質公債費比率は、平成26年度決算で16.7%でありまして、今後、予想される大規模事業の起債償還を含めて、平成33年に21.2%でピークを迎えることとなります。前回の長期財政見通しでは、平成34年度にピークの24%となる推計でありましたので、若干、数値は改善されることとなりましたが、引き続き厳しい財政状況であることにかわりはございません。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 先ほど、答弁では、中央公民館の新築や清水小学校改築、さらには給食センター建設などの歳出の増加に対して、税収や地方交付税は実質的に減少していく、また来年度以降、財源不足に陥る状況とのことですが、この財源不足への対応について、再度、企画財政課長に答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

先ほど、長期財政見通しでも答弁させていただきましたが、平成28年度以降、毎年、約2億円から4億円の財源不足が生じる推計をしております。

自主財源が乏しい本市にとりましては、歳入増は余り期待することができませんが、引き続き、市税等の確保、徴収率の向上に取り組んでいかなければなりません。

また、事業実施に当たりましては、効果的な国・県等の補助事業を導入し、歳入確保を図るとともに、新規発行債の抑制による公債費の管理や、無駄をなくし、さらなる歳出の削減に努

め、最終手段としまして、基金の取り崩しにより対応していくことになるかと思います。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） ただ今、財政不足への対応について答弁をいただきました。

また、市長からも議会冒頭の提案理由説明の中でも説明がありましたが、今後も大変厳しい財政運営が続くことになると思います。しかしながら、このような困難な財政運営の中でも、引き続き財政規律を順守した持続可能な財政基盤を堅持しつつ、現在、過去、未来にわたり、市民に対して責任を全うする施策に積極的に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

そこで、厳しい財政運営の中で、平成28年度予算編成に当たっての基本的な考え方を泥谷市長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 細川議員の迫力に圧倒されておりますが、誠意をもって答弁をさせていただきたいと思います。

先日、11月4日ではありますが、係長以上の職員を集め、平成28年度の予算編成方針について説明会を行ったところです。

議会冒頭でも触れましたが、予算編成の基本的な考え方といたしましては、大変厳しい財政状況であります。これまで同様、私の公約でもある「子どもは宝」「若者は希望」「お年寄りには誇り」「命を守る」「絆は力」この5つを重点施策として予算を重点化します。

なお、この5つの重点施策につきましては、地方総合戦略の土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本理念としても掲げているところです。

先ほど、企画財政課長からも答弁があったように、来年度以降、特に平成32年度まで大変厳しい財政状況が続くこととなります。財源不足の圧縮、財政健全化に努めることも必要不可欠であることから、事業の緊急性・必要性、投資効果、類似事業の整理統合、優先順位の選択等、十分に検証した上で、既存事業の見直し、効率化を徹底することもあわせて指示をしたところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 平成28年度予算編成に当たっては、限られた財源の中で、事業の緊

急性、必要性、費用対効果、類似事業の整理統合、さらには優先順位の選択なども十分に検証した上で、既存事業の見直し、効率化を徹底することを指示したとのことでしたが、その中でも特に重点施策として位置づけ、推進していく施策について、再度、泥谷市長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 重点施策につきましては、清水小学校改築や、現在、着手している南海地震・津波対策関連事業をこれまで特別枠と設定し、また、先ほど答弁いたしました5つの施策のほか、本年10月に制定した土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込んだ事業、38施策、145事業、これを地方創生枠として特別枠に位置づけております。新たな施策、支援事業など、国・県の動向を注視しながら、当初予算に反映できるものは積極的に導入していきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 来年度の予算編成に当たっては、大変厳しい財政状況ではありますが、地方創生の新型交付金をはじめ、国・県の有利な事業を導入しながら、限られた財源を効率的でメリハリの利いた予算編成となるように期待いたしまして、予算編成についての質問を終わります。

続きまして、平成29年度日本ジオパーク認定に向けた取り組みについて質問させていただきます。

現在、本市が取り組んでいるジオパーク関係について質問させていただきます。

まず、これまでユネスコの支援事業として行われてきた、世界ジオパークネットワークの活動が、国際地質科学ジオパーク計画、インターナショナル・ジオサイレンス・アンド・ジオパークス・プログラム、IGGPとしてユネスコの正式事業となったとお聞きいたしました。とても喜ばしいことだと思っております。

これにより、ジオパークの認知度がさらに上がることを期待するところでございます。

今後も、この正式事業化を契機に、日本ジオパークのネットワークもより一層結集させて、ジオパークの発展を目指すことになるのではないかと思います。

本市もまず、日本ジオパーク認定に向け、官民一体となった活動を推し進めるべきだと考えております。

質問に入る前に、土佐清水市ジオパーク構想のロゴマークで、見事最優秀賞に選ばれました

清水中学校3年生、細川真生さん、本当におめでとうございます。

私ごとで恐縮でございますが、ちなみに私とは親戚筋になります。

それでは、質問に入りたいと思います。

市広報の中で、ジオパーク出前講座を開催しているとありましたが、現在までにどのような地域で、どのような方々に向けた講座が開催されているのでしょうか。その内容はどのようなものなのか、ジオパーク推進室長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） ジオパーク推進室長。

（ジオパーク推進室長 酒井 満君自席）

○ジオパーク推進室長（酒井 満君） お答えいたします。

出前講座では、平成29年度日本ジオパーク認定に向けた活動を知っていただくため、ジオパークとはと題して、基本的なことから、認定制度の概要や全国ジオパークの状況、そのほか参加者がグループワーク形式で、地元のよいところや珍しいもの等を出し合い、地域の魅力の再確認、そして再発見につなげる地域の宝探しということを行っております。

現在までに、土佐清水市観光ボランティア会、土佐清水市連合婦人会、土佐清水ライオンズクラブ、土佐清水市文化協会、あったかふれあいセンターきずなの家、下川口浦婦人会、三崎浦地区、元保育士の女性グループなどに対しまして、合計15回開催し、延べ283名の参加でございました。

参考までに、出前講座以外のジオパークを知っていただくためのジオパーク講演会のほうは、これまでに4回開催し、延べ373名の参加、またガイド養成の一環としまして行いました現地学習会では、7回実施し、延べ110名の参加でございました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 以前、ジオパークに関する講座に参加した折、参加された市民の方々からお聞きしたのですが、ジオパークについては漠然と何となく理解できた。しかし、自分たちは何をしたらいいのか、どのようにかかわればいいのか、どうもわかりづらいし、わからんとの意見をお伺いいたしました。

それでもまず、市民がジオパークについて知ってもらうための講座は、積極的に進めてほしいと願っております。

加えて、これからは、市民とともに行動を起こせるような具体的なヒントを提案することも必要ではないかと考えております。

このことについて担当室長としては、どのようにお考えでしょうか。既に取り組みをされて

いるようでしたら、その紹介もお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） ジオパーク推進室長。

（ジオパーク推進室長 酒井 満君自席）

○ジオパーク推進室長（酒井 満君） お答えします。

ジオパークについて、どうもわかりづらい、そういった市民の声は認識をしておりますし、実際、出前講座でも認定されるとどうなるのか、その効果はいつ出るのか、そういった質問をよくされます。

現状のジオパークは、世界遺産に比べれば、その認定数は少なく、まだまだその知名度も低い、そのような状況ですので、ジオパークに認定されたからといって、すぐに観光客がふえるということは、現時点ではあまり期待できないというふうに思っております。

認定されたからお客様が来るという姿勢ではなくて、認定を利用して地域を活性化させる、そういう努力を市民とともに積極的に行うことが必要であると考えております。

市民に興味関心を抱かせることは簡単ではございませんが、今はわかりやすくジオパークとはこういうことということを中心に出前講座や周知・PRを行っているところでございます。

具体的なヒントの提案、また、既に取り組まれている活動があればということですが、これまでは活発に活動している他のジオパークから講師をお招きしまして、事例を交えてジオパークの成果をお話ししていただきました。他地域の成功例を見る、聞くということも行動を促すヒントであろうと思っております。

また、ジオパークを推進する前から実施されているサンゴの保全活動や、地元団体による遊歩道、この定期的な清掃活動というのは、海をテーマとする本市ジオパークにおいて、市民が行う立派な保全活動と思っております。

そのほか、本市活動で進んでいるのは、ガイド養成と教育との連携と思っております。

土佐清水市観光ボランティア会のガイドの方々は、主体的に行動され、従来の観光ガイドに科学的・地質的な要素を加えようと勉強に励んでおり、将来のジオガイドとして十分に期待できるものでございます。

教育では、小学校・中学校と連携をしまして、現地学習会や来年度以降になりますが、副読本による教育も具体化をして進めております。

ジオパーク活動の1つ、目的の1つである教育については、児童・生徒、先生、保護者、その関係者も含めて取り組みが行われております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 観光客向け看板や、パンフレットの配布などをふやすなどの対策はもちろんのこと、今後、増加すると予想される訪日外国人に対しても、「おもてなし」できる体制づくりが大切であるのではないかと思います。どのような対応策を考えているのか、ジオパーク推進室長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） ジオパーク推進室長。

（ジオパーク推進室長 酒井 満君自席）

○ジオパーク推進室長（酒井 満君） お答えします。

議員ご案内のとおり、現実には本市を訪れる外国人観光客は、年々増加しておりまして、また、今後の増加というのも十分に期待できるところでございます。

このような状況ですので、受け入れ体制及び情報発信については、今後、さらに対応していく必要がございます。

この点については、観光振興施策と連携をして、一体的に対応すべきところでございまして、観光振興施策においては、既にこれまでW i - F i （ワイファイ）整備やトイレの洋式化、観光パンフレットなどの多言語化などを実施しているところですが、ジオパーク活動にかかわる部分についても、これから対策を進めていくこととなります。

具体的には、ジオパークの見どころとなりますジオサイトを開設する説明板や、ジオサイト、ジオポイントを示すマップ、本市ジオパークを紹介するパンフットについては、多言語対応で作成をしております。

また、土佐清水ジオパーク推進協議会のホームページを今後立ち上げ、情報発信をしておりますが、こちらのほうも多言語で対応しております。

そして、外国人観光客の方々に現地を見て、聞いて、楽しく学んでいただくこと、これには外国語が話せるガイドが必要となってまいります。ガイド養成に関しましては、現在、養成プログラム及びガイドの認定制度、その仕組みづくりを進めております。外国語対応のできるガイドの養成も、今後の課題として取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 東日本大震災から早4年が経過し、喉元過ぎれば熱さを忘れるではないですが、以前に比べると、少し市民の危機感が薄れたように感じるときがございます。

市民が特に関心があるのが、やはり近い将来起こると言われている南海大地震についてではないかと思います。

地震は、ジオ（地質）、自然とのかかわりによるものですから、その関係をうまく生かして、

例えば、ジオパーク講座とともに危機管理課による地震対策に関する講座を開催するなどすれば、双方に対して市民がより身近なものとして捉えることができるのではないかと私は思っておりますが、ジオパーク推進室長はどのように思われますか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） ジオパーク推進室長。

（ジオパーク推進室長 酒井 満君自席）

○ジオパーク推進室長（酒井 満君） お答えいたします。

過去の地震や津波が大地を隆起、沈下をさせて、土砂が堆積し、平野や台地など、今ある住民生活の地盤というものをつくりましたし、竜串海岸には、地層という形で地震や津波のあった証拠というものが残っております。これらは、自然や防災を知るための教材でもございます。

このようなことから、ジオパークと防災は関係が深いものですから、危機管理課と連携を図りまして、どのような形で講座・講演など、共同開催ができるか、そういったところを検討してまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3 番 細川博史君。

（3 番 細川博史君発言席）

○3 番（細川博史君） 世界ジオパークに認定されている室戸市の室戸高校には、ジオパーク学があり、小・中・高教育においても積極的な取り組みがなされていることは、皆様、ご承知のことと思います。

将来を担う若い人たちに、今からまちづくりにかかわってもらう仕組みは、とても意義のあることだと思います。この土佐清水市にも、唯一の清水高校があります。小・中・高を巻き込んだ教育との連携をどのように進めていくのでしょうか。あわせて、大学との関係も非常に重要ではないかと考えますが、そういった連携体制をどのように発展させていくお考えなのか、お聞かせください。ジオパーク推進室長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） ジオパーク推進室長。

（ジオパーク推進室長 酒井 満君自席）

○ジオパーク推進室長（酒井 満君） お答えいたします。

教育との連携につきましては、現在、ジオパーク教材として小学5、6年生用の副読本の作成に取り組んでおります。

小・中理科部会と打ち合わせを重ねてきており、年明けの1月に最終確認を行いまして、来年度から活用できる見通しでございます。

また、中学生用副読本につきましては、来年度に作成、再来年度からの活用ということを計画をしております。

そのほか、校外学習といたしまして、竜串・見残しでのフィールドワークを実施し、6月、10月に清水中学校2年生を、9月に清水小学校4年生を、また環境省と連携しまして、三崎小学校5年生を対象としました環境学習会を11月に実施をいたしました。

高校におけるジオパーク学習は、今後、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

市内の小・中・高校の児童・生徒が本市の地質・生物・歴史・文化、その理解を深め、よさを知って、地域への誇りや愛着を持ち続けることのできる、そのようなジオパーク学習となるよう取り組んでまいります。

また、大学との連携については、現在、土佐清水ジオパーク推進協議会の顧問としまして、高知大学理学部の奈良准教授にアドバイス・指導を受けておりますが、今後は、高知大学との連携協定締結を進めていき、学術研究機関とさらに連携強化を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） ジオパーク活動は、地形や地質といった学術的要素だけでなく、地域の成り立ち、歴史、文化、伝統、植生、特産品など、郷土を知り、郷土を愛し、保全し、発展させていく。意識を高める上でも有効な手段だと考えております。

泥谷市長もこのような思いから、ジオパーク認定に向けた取り組みを始めたのではないかと考えております。

そこで、市長にお伺いいたします。

ジオパーク担当の係を創設後に、現在は担当室に、専門員や地域おこし協力隊といった庁内体制は充実して取り組んでおられます。市民の中にどのような取り組みが芽生えてきているのか、市民生活の中に密着した取り組みがどのように進展してきているのか、泥谷市長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これまでも一貫してお願いをしておりますが、やはりジオパーク活動というのを推進していく上では、また、認定に向けて欠かせないのが市民の盛り上がりだというふうに思っております。

そういう観点から、住民への周知や市内・市外へのPRを含めて、この点をさらに強化させなくてはならないと思っております。

これまでの取り組みの中で、徐々にではありますが、ジオパークについては市民の方々に浸透・関心、また興味ももたれてきていると手応えは感じているところです。

具体的には、出前講座での活発な質疑、意見交換や、土佐清水ジオパーク推進協議会のフェイスブックなど、SNSを通じて情報及びネットワークが確実に広がっていることなどが挙げられますが、先ほど、ジオパーク推進室長が答弁いたしましたように、特に土佐清水市観光ボランティア会のガイドの皆さん方は、主体的に行動され、従来の観光ガイドに科学的、地質的な要素を加えようと勉強に励んでおりまして、将来のジオガイドとして十分に期待できる取り組みがなされていると思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 平成29年度の認定に向けて、現状ではどのような課題があると認識されているのでしょうか。その課題に関する対応策も含めて、今後の取り組みについての抱負を泥谷市長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） まず、認定までのスケジュールといたしましては、平成29年4月に認定申請書の提出期限、そこから書類審査が開始され、5月に公開プレゼンテーション、6月から8月にかけて現地審査、9月に審査結果の発表となる予定であります。

これまで、平成26年4月にジオパーク推進係を設置し、本格的にジオパーク活動をスタートさせ、9月には地質専門員の配置、平成27年2月には推進主体となる土佐清水ジオパーク推進協議会を設立、本年4月、ジオパーク推進室に格上げ、この10月には体制を整えるとともに、ジオパーク担当の地域おこし協力隊員を配置して、活動の幅を広げながら、申請準備を進めてきました。

平成26年度、27年度、この2年間はどちらかといえば、下準備の2年間であり、運営体制、住民周知、教育連携、視察研修による知識の向上、情報収集などを中心に取り組んできたところです。

いよいよ来年28年度は、準備期間の集大成と位置づけて、積極的に活動を展開して、万全の体制を築く決意であります。そのためには、先ほど推進室長も申しましたが、官民一体となったジオパーク活動を推進することを基本とし、出前講座などを通じて、幅広い分野に関心・興味を抱かせる事業の推進、また同時に、認定審査を意識しながら、具体的に審査項目に挙げられている科学的・教育的に見て重要なサイトの選定、ガイド養成プログラム、ジオツアーの実施、パンフレット等の整備に多言語対応、地域内外への周知活動、ジオに関する教材の作成、住民による保全活動などを着実に実行してまいります。ぜひ、市民の皆様をはじめ、議員各位

のご理解、ご協力を心よりお願いを申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 3 番 細川博史君。

（3 番 細川博史君発言席）

○3 番（細川博史君） 市長の意気込みも十分理解できました。私も今後さらに、積極的に参画していきたいと思っております。

日本ジオパーク認定を目指し、何よりその過程の市民参加の取り組みが最も大切ではないかと思っております。ともに頑張っていきたいと考えております。

現在、清水中学校も保護者はもとより、学校関係者、地域住民の方々のご協力により、子どもたちも大変落ちついて授業がされているとお聞きしております。本当に喜ばしい限りでございます。

定例会 6 月会議では、2 名の議員の方々が一般質問いたしました。泥谷市長が掲げております 5 つの基本施策の 1 つ、「子どもは宝」子育て・教育環境の充実をうたっております。そのような中、清水中学校が統合時に、どのように荒れたのか、また、原因分析を行った後に、どのような努力で立ち直り、現在に至ったのかをお尋ねいたします。

はじめに、学校教育課長にお尋ねいたします。

今の清水中学校統合までの取り組み、地域や保護者に説明期間はどのくらいを要したのか、簡単に結構でございますので、答弁をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

平成 25 年度から市内 5 中学校が統合され、1 中学校となりました。

統合に向けての説明といたしましては、事前に土佐清水市 P T A 連絡協議会等に行っていましたが、各中学校区への説明会は、平成 23 年 10 月より 3 回から 4 回開催し、保護者のご理解をいただいた後、関係区長等への説明を行うとともに、関係保護者に対して清水中学校より中学校の規則や学校行事等について説明を行ったところであります。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 3 番 細川博史君。

（3 番 細川博史君発言席）

○3 番（細川博史君） 統合後は、荒れた中学校と言われました。悪い風評被害も土佐清水市内をはじめ、市外各地区でも大変話題となりました。

改めて、その当時の状況がどのような状態であったのか、学校教育課長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

(学校教育課長 中津健一君自席)

○学校教育課長(中津健一君) お答えいたします。

市内唯一の中学校となりました清水中学校の初年度、これは平成25年度になりますが、4月から5月初旬までは教師の指導に従わない生徒が2、3名認められたものの、全体的には落ちついた状況でありましたが、5月中旬ごろより、2、3年生において、授業中、出歩く生徒が増加するとともに、電気機器のスイッチ類やドア等の破損などが目立つようになりました。

その後、2学期の体育祭を終えたころから、それまで落ちついていて1年生においても、授業中、教室外を出歩く生徒が目立ち始めるとともに、文化祭や生徒集会などにおいて、生徒を整列させるのに時間を要する状態となったところであります。

以上であります。

○議長(永野裕夫君) 3番 細川博史君。

(3番 細川博史君発言席)

○3番(細川博史君) このような状況のもと、保護者をはじめ学校関係者、地域住民も全く予想を超えた出来事であったのではないかと考えております。

私事でございますが、私は、統合前に市P連会長をしておりました。まさかこのようなことが起ころうとは残念でたまりませんでした。保護者はもちろん、特に生徒たちが統合してよかったと本当に思えるような学校になってほしいと切に願っておりましたから、なおさらでございました。

先ほど、学校教育課長より当時の状況については答弁をいただきました。現在は見違えるほど落ちつき、日ごろの挨拶もしっかりできるようになったと保護者をはじめ、教職員、地域住民からの話を聞くのは私だけではないと考えております。引き続き、学校教育課長にお尋ねいたします。

現在の清水中学校の様子を少し具体的に教えてください。

○議長(永野裕夫君) 学校教育課長。

(学校教育課長 中津健一君自席)

○学校教育課長(中津健一君) お答えいたします。

本年度は、授業中、出歩く生徒は見かけなくなり、皆、真剣な表情で授業に取り組み、休み時間には楽しそうな笑い声や、廊下で出会った子どもたちから元気な挨拶など、中学生らしい雰囲気が校内に満ちあふれております。

また、体育祭をはじめ、文化祭などの学校行事においても、規律正しい行動が行われており、クラブ活動においても、大きな声を掛け合いながら、熱心に取り組む姿が見受けられ、徐々にではありますが、各種大会において上位進出ができるようになっております。

また、生徒会活動においても、体育祭をはじめ、各種行事等に主体的かつ中心的な役割を果たせ、毎朝、玄関での挨拶運動も行われているところでもあります。

議員からご紹介のありましたように、学校を訪れた県教育委員会をはじめ、西部教育事務所や保護者、地域の皆様などから一様にすごく落ちついた、子どもの表情が変わった、学校に来るたびによくなっているなどの大変喜ばしいご意見をいただいているところでもあります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 随分と様子が変わったことがよくわかりました。

統合してよかったと誰もが思える清水中学校になり、私も心からうれしく思っております。

そこで、教育長にお伺いいたします。

教育委員会としては、清水中学校を正常に戻すために、いろいろなご苦労があったのではないかと推察いたします。

当然、第一課題としては、原因を究明することが大変重要であったのではないかと考えております。

教育委員会としては、原因はどのように分析されていますか、その内容をお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

統合直後は、学校教育課長が先ほど答弁いたしましたとおり、器物破損やエスケープなどが発生しておりました。これらの起こる要因といたしましては、先生や生徒が新校舎に不慣れなまま学校生活をスタートさせたことをはじめ、市内5中学校において長い年月をかけてつくり上げてきた校風等のすり合わせ不足や、異動した先生方が多かったこと等により、学校内での意思統一に時間がかかり、生徒指導等において統一性に欠けたこと。また、少人数学校から来た生徒においては、知り合いの少ない中、大人数のクラスへ移行したことによる不安や戸惑いなど、さまざまなことが相まってのことと考えております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） それでは、それに基づいて分析したことが教育委員会をはじめ、教職員はどのように対処したのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

先ほど、答弁いたしましたとおり、この状況はさまざまな要因が相まってのものです。が、全ての根っこは授業改革にあると考え、学校長を先頭に管理職や研究主任等を中心に、全教職員の意思疎通を図り、ベクトルを合わせ、絶え間ない授業改善こそが子どもたちの学習に対する興味・関心を引き出し、前向きに取り組む生徒の育成、ひいては学力の保障や進路保障につながっていくものであり、授業のスタンダードづくりと徹底した授業改善に取り組むよう指示をいたしました。

このほかにも、緊急学校支援員として、校長経験者を含む2名の配置や、県教委からの職員派遣をいただき、より一層の指導体制の強化を図るとともに、校内の乱れの解消に実績を持つ大学教授を招聘して、職員研修会等の実施や、生徒会、保護者などと連携し、朝の挨拶運動をはじめ、一人ひとりを伸ばし、集団を高めるを学校教育目標に、夢いっぱいプロジェクト事業や言葉の力育成授業など、指定授業を取り入れ、臨床心理士等をアドバイザーに校内研修などを実施したところであります。

具体的には、個を高める生徒支援として、ハイパーQ Uアンケート等を活用しての勇気づけ面接の実施や自尊感情を高めるための日ごろのボイスシャワーや良いところ探し、規範意識の醸成を図るために、制服登校の実施などと合わせて、学習規律の徹底を図るとともに、グッドノート展示や全学年の数学において、習熟度別少人数指導や全校統一テストの実施、地域の人材や教員を講師に放課後学び塾と称して、基礎講座や受験対策講座を開催いたしました。

また、生徒会活動の活性化や3年生を中心とした体育祭をはじめ、学校行事の実施により、徐々に改善されてきたところであります。

学校・生徒・保護者・地域・関係者の皆様のご支援・ご協力に感謝申し上げ、引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 教育長から、まさに子どもを中心と考えた取り組みがあったからこそ、現在の清水らしい中学校になったのだと改めて感じました。

今後も、これまでの貴重な取り組みを生かした教育を進めていただきたいと切に願っております。

私たち地域の者も、子どもは宝として地域全体で子どもたちの成長を見守りたいと考えてお

ります。きょうは、大変丁寧な答弁ありがとうございました。これで終わります。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時２６分 休 憩

午後 １時００分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き一般質問を行います。

４番 前田 晃君。

（４番 前田 晃君発言席）

○４番（前田 晃君） 日本共産党の前田 晃です。

早速ですが、通告に従いまして、３点の質問をいたします。

まず１つ目は、ビキニ被災者の支援についての質問です。

去る１１月１日、西部地区を対象にしました県主催のビキニ環礁水爆実験の健康影響に関する相談会、以下、健康相談会と言いますけれども、社会福祉センターで行われました。

午前中に行われた講演には、およそ６０名が、そして午後の個別の健康相談には元船員９名、遺族８名の参加がありまして、盛会のうちに終えることができました。

県主催の行事でしたけれども、当日は課長をはじめ４名の健康推進課の皆さんが終日、受付や聞き取り業務などのお手伝いをされておりまして、本当にご苦労様でした。

私も、健康相談会の成功を願う１人としまして、大変うれしく思いました。

さて、活躍をしていただいた健康推進課長にお尋ねをいたします。

本市で健康相談会が開催をされて、既に１カ月以上たちました。県では健康相談会についての一定の総括がなされていると思いますが、市への報告がありましたら、お聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

高知県健康対策課からいただいた報告書によりますと、ビキニ環礁水爆実験の健康影響に関する健康相談会には、議員のほうからご紹介がありましたように、午前中の講演会へ被災家族、一般の方等５６人、午後の個別相談は元乗組員、元乗組員の遺族等１４組、１７人が参加されました。

健康相談会の主な概要ですが、午前中の講演会は広島大学名誉教授、環境科学技術研究所前研究部長、広島原爆被爆者擁護事業団理事長によるビキニ環礁水爆実験による漁船員の被曝及び放射線影響調査、被曝の健康影響と今後の課題について、専門家の立場から講演が行われま

した。

午後から、県保健師による問診のあと、講演いただいた先生方と県健康対策課長による個別相談会が行われました。個別相談者は、ビキニ環礁水爆実験の影響を受けた海域にいたと思われる船に乗っていた元乗組員やその家族などです。

元乗組員からは、健康状態や被曝の影響等について相談がありました。また、元乗組員の家族からは、被曝した後に生まれた子どもや孫への影響、ビキニ被曝についての事実を明らかにしてほしいなど、要望も含めた相談がありました。

専門家からの助言により、少し不安が和らいだ様子であったとのことでした。

県としては、今後、関係市町村へ今回の結果をつなげていくことで、健康等の不安解消を図るとともに、太平洋核被災支援センター等の支援者からの情報提供を進める方針です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 報告が中心やったと思いますが、どうもありがとうございました。

県の主催で健康相談会が行われましたことは、大変画期的なこと、ビキニ被災者支援の今後の取り組みにもつながっていくものと私も思っています。

続けて、健康推進課長にお尋ねをいたします。

県主催の行事ではありましたが、開催地の担当課としての総括がありましたら、お聞かせください。感想でも構いません。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

健康推進課からは、参加者からの健康相談や、介護サービス等の相談に対応するため、私を含め4名の職員が出席をいたしました。

健康相談会へ出席した感想としては、午前中の専門家による講演により、ビキニ環礁水爆実験による健康への影響に関する説明を受けたことで、ビキニ環礁水爆実験による健康への影響が今も関係者の生活に影響を与えている実情を知ることができたことや、個別相談の内容から元乗組員本人、家族の健康への不安等について把握することにつながり、ビキニ環礁水爆実験による健康への影響等についての理解につながったと考えています。

また、太平洋核被災支援センター等、支援者のこれまでの取り組みや、活動内容を知ることができたことも大変意義があったと考えております。

今後も、被曝者やその家族への支援等について、県健康対策課と連携をしていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 4 番 前田 晃君。

（4 番 前田 晃君発言席）

○4 番（前田 晃君） 大変ありがたい感想をいただいたと思います。これからもよろしくお願いをしたいと思います。

これまで課長とは、この健康相談会について、たびたび情報交換や意見の交換をさせていただきました。

担当課としての率直なご感想ではなかったかなというふうに思っています。

さて、この健康相談会につきましては、私は6月会議の一般質問でも取り上げ、幾つかの提案もさせていただきました。

また、この10月には、健康相談会の成功を願う有志の皆さんたちと手分けをしまして、元船員や遺族のお宅を訪問しまして、参加の呼びかけも行いました。元船員や遺族の方の中には、自分は放射能の影響はないとか、もう済んだことだと言った声もありましたけれども、ビキニ被曝についての新しい情報などをお知らせし、ぜひ参加をとお誘いをしたことでした。

私は、県や市などの行政の取り組みに加えて、当日は、有志の皆さんが車を出して参加者の送迎までしてくれました。私はそういった県や市などの取り組みに加えて、地元のこういったボランティアの皆さんの取り組みがあったからこそ、本市でのこの健康相談会が一定の成功をおさめることができたのではないかなと思っています。

ただ、心残りでしたのは、手元にあった元船員の名簿と有志のつてに頼った戸別訪問でしたので、該当する皆さん全てに声かけができたわけではありません。呼びかけが抜かった方も多くいたのではないかなと思っています。

その点で難しさはあると思いますけれども、元船員や遺族の確認と参加の呼びかけにつきましては、もう少し県や市の取り組みがあれば、もっと参加が広がったのではないかなと思ったことでした。

しかし、そうであっても、この健康相談会に参加をした皆さんからは、私の知る範囲では、おおむね肯定的で歓迎する声が聞かれました。元船員のご主人を10年前に白血病で亡くした遺族の方は、主人が若いころから「わしは白血病で死ぬ」と言っていた理由が説明を聞いてわかりました。こんな機会があれば、また参加をしたいと話してくれました。また元船員の方は、健康への不安が少しは解消できた。もっと早くやってほしかったと話してくれました。

さて、今後のことですけれども、厚労省がビキニ被曝に関する極秘情報を公開して以降、県は被曝による健康への検証やビキニ被災者の救済措置を国に強く求めるとともに、引き続きビキニ被災者支援に取り組むことを明らかにしています。

そして、県の要請を受けました国・厚労省は、ビキニ被災を調査する研究班を設置しまして、

第五福竜丸以外の被曝状況の調査を進めることになっています。

また、高知新聞でも取り上げられましたが、研究者が中心になりまして、ビキニ被災者に船員保険の適用を求めるビキニ被災検証会を立ち上げるなど、ビキニ被災者を取り巻く情勢が今、大きく動き始めています。

市長にお尋ねをいたします。

ビキニ被災者の救援支援措置が大きく前へ進む可能性をはらんだ情勢になっています。ビキニで被災した本市の元船員や遺族の皆さんの救済に向けて、今まさに市は県と連携して、積極的に国へ働きかけるときだと思います。

6月会議でも同じような質問をさせていただきましたが、再度、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 県におきましては、今、ビキニ核実験の際、周辺海域にいた漁船の元船員について、労災や船員保険の適用などについて、国の関係機関と連絡会を開く、そういう方針であると聞いております。

また、厚生労働省では、被曝線量の評価等の研究を行っておりまして、その結果を見て今後、必要があれば、県から国へ働きかけるとのことです。

こうした県の取り組みや国の動向を注視しながら、県と連携してビキニ環礁水爆実験の被曝者とその家族への支援について、機会を捉えて国へ働きかけていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

続けて、市長にお尋ねをいたします。

先ほど、健康推進課長は触れませんでしたけれども、県の総括の中には相談に当たった専門家から、土佐清水市のほうが室戸市よりも被災による影響が心配される事例があるというコメントがありました。ビキニ被災者や遺族の救済措置を実現するには、やはり30年前のように市が元船員についての本市独自の実態、追跡調査を行い、資料として整備しておくことが必要ではないでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この県のコメントについては、この室戸市より被災による影響が心配される事例があると。こういうコメントの中身、まだ精査しておりませんので、今後、どうい

う内容か、ちょっと問い合わせもしてみたいと思っております。

被曝者の実態、追跡調査につきましては、対象となる被曝者や家族が高知県内の他市町村にも多くいるということは考えられると思っております。ですから、市独自の被曝者の実態、追跡調査というのではなくて、やはり県下統一した方法による全市町村での調査が私は重要でないかと考えております。加えて、県全体で調査を実施することで、国への被曝者、家族への支援を含めた対策を要望するときにも、やはり効果的なそういう資料になるのではないかと考えます。

ビキニ環礁水爆実験の被害者とその家族の支援については、国レベルで対策を検討する必要があると考えておりますので、今後、国による科学的根拠に基づく被災者の実態調査や支援策が実施されるよう、県と連携しながら対応していきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 追跡調査につきましては、県が取り組めば、それだけ捕捉する状況も進むと思うんです。それが必要だというふうに私は思ってますけれども、市の仕事、県の仕事というふうに分けなくて、家族のために、また、本市のために体を張って頑張ってくれた、この本市出身の元船員の人権を守ると。まず地元の船員の人権を守るという観点で取り組んでいただければというふうに思います。

実は、今、先ほどもちょっとお話ありましたけれども、被災支援センターの勧めで、本市の元船員2名と遺族1名が、幡多の社会保険事務所の力も借りまして、船員保険の労災適用を申請する準備が進められています。こういった本市のビキニ被災者の取り組みを支援するためにも、市としての追跡調査や資料整備などの具体的なバックアップが求められていると思います。ぜひ、検討していただきたいと思います。

国への働きかけとともに、元船員の実態調査というのは、今後、救済措置を進める上で、特に大事な取り組みになってくると思います。引き続き、ビキニ被災者の支援に積極的に取り組んでいただけますようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、国保の資格証明書についての質問です。

私は、3月会議の一般質問で、滞納のありなしに関係なく、市民の誰もが必要な医療を受けられるように、資格証明書を短期保険証に切りかえることを提案をいたしました。それに対しまして市長から、資格証明書の交付を可能な限り抑え、短期被保険者証を活用していきたいとの積極的な答弁をいただきました。

その答弁から既に9カ月ほど経過をいたしましたので、現在、その取り組みがどのように進められているのかを確認をさせていただきたいと思います。

市長にお尋ねをいたします。

3月会議での先ほどの市長の答弁を具体化するために、この間、どのような取り組みや対応をしてこられたのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 3月会議でのやり取りを議会前に熟読をさせていただいたところであります。

先ほど、議員も言われましたが、3月会議において、前田議員の資格証明書の交付をやめて、短期被保険者証に切りかえてはと、その質問に対しまして、直接面接の機会を設ける取り組みが弱かったことを反省し、滞納者との接触の機会を図り、実態把握に努めたい、そうお答えをしているところであります。

ご承知のとおり、今年度の被保険者証につきましては、3月会議終了後の3月下旬に送付しており、前年度同様に資格証明書に該当するものについては、2月分の消し込みによる滞納把握での判定をもとにしております。

また、資格証明書とあわせ、納税相談の勧奨案内、特別の事情に係る届出書及び弁明書についても、例年どおり送付したところです。

交付した世帯については、滞納者との接触機会の多い収納推進課が納税相談などによって、実態把握と納税相談を行う中で、結果として前年に比べ、資格証明書及び短期被保険者証の交付世帯は減少しております。

また、この間、収納推進課では2回の催告書を発送することによって、滞納者との接触を図り、あわせて納税相談、納付指導などを実施しておりますが、12月1日現在で、資格証明書を発行している世帯については、生活状況などを多角的に分析しておりますので、年度末に向け、さらにその対応方法を現在検討しているところであります。

なお、収納率につきましては、平成26年度に国保税の引き上げに伴い、滞納を懸念する声もありましたが、平成26年度国保税現年で95.10%、過年度分で33.01%、計87.35%、これは前年度と比べ3.58%上昇しており、県下11市では最も高い収納率となりました。

また、今年度についても、前年同期よりさらに3%近く収納率は向上しており、このことは市民の皆様のご理解と職員の努力の結果だと評価しているところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○４番（前田 晃君） 私は、３月の答弁からどのような取り組みをされたかということをお尋ねをいたしました。端的にお答えください。

今、市長、お話されましたことは、例年ずっとやってきたことと同じことなんです。多分、私はそういうふうに解釈をいたしました。

何か答弁以降、具体的にこんな取り組みをしたというお話を聞きたいんです。もう１回答弁してください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 収納推進課で、これは市民課が発行いたしまして収納推進課が滞納者との接触の機会が多いということで、収納推進課のほうで催告書も発行し、例年以上に接触する機会を設けながら、取り組みをしているところでございます。

○議長（永野裕夫君） ４番 前田 晃君。

（４番 前田 晃君発言席）

○４番（前田 晃君） 収納推進課のほうで催告書を２回届けて、例年よりも多い対応をしたということです。

私は、まだそれでも不十分ではないかなと思うんですけども、３月答弁を受けて、もっといろんな取り組みをされているのではないかと私は、正直、期待をしておりましただけに、大変がっかりしております。

市民課長にお尋ねします。

資格証明書と短期保険証の直近の交付数について教えてください。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 二宮真弓君自席）

○市民課長（二宮真弓君） お答えいたします。

１２月１日現在で、資格証明書の交付が３９世帯、短期証交付は９４世帯となっております。

○議長（永野裕夫君） ４番 前田 晃君。

（４番 前田 晃君発言席）

○４番（前田 晃君） １２月時点での資格証明書の交付世帯が３９世帯、短期保険証が９４世帯ということですがけれども、３月会議の前市民課長の答弁では、２月時点での資格証明書は４５世帯、短期保険証が１０５世帯ということでありました。

市民課長にお尋ねします。

資格証明書も短期保険証も、２月と１２月を比べますと、この１０カ月間で交付数が減少しています。資格証明書でマイナス６、短期保険証がマイナス１１ということになっていますけ

れども、その理由としてどんなことが考えられますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 二宮真弓君自席）

○市民課長（二宮真弓君） お答えいたします。

先ほどの市長の答弁の中でも触れられておりましたが、年度当初の被保険者証の発行時、その時点、2月での納税状況によって、資格証明書、あるいは短期証、それぞれの証を交付しております。

資格証明書及び短期証の発行の際には、一般被保険者証が交付できる場合のご案内と国保税の納税をお願いしてきておりますので、それ以降に納税された世帯の状況によりまして、資格証明書から短期証に、あるいは短期証から一般被保険者証への交付の切りかえによりまして、資格証明書の交付が減少しているものです。

また、世帯主の仕事、事業の廃止や入院が必要な病気にかかったなど、国保税を納付することができない特別の事情にかかる届出書を提出されることによりまして、資格証明書から短期証に切りかえる対応もしておりますので、これも資格証明書の減少につながっていると思います。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。

この資格証明書と短期保険証の交付数につきましては、4月がちょうど切りかえ時期ですので、ピークにしてどんどん下がっていくというのが例年の傾向のようです。

2月と12月を比べたときの交付数の減少は、先ほど、収納推進課の取り組みがお話されましたけれども、職員の皆さんの取り組みももちろん、私はあったと思いますけれども、この45世帯から39世帯の減り、マイナス6は例年の1年間の減少傾向の範囲内ではないかなというようなことを私は感じています。この資格証明書の交付数が若干でも減っていることは、喜ばしいことですけれども、3月会議での市長の積極的な答弁からすると、資格証明書の交付世帯は私は一けたになってもいいくらいだと思っています。39世帯では、あの市長の答弁は一体何だったのかということになってしまいます。資格証明書を減らすことをこの場で公に約束をしたわけですから、市長にはご自分の答弁に責任を持って対応していただくということをここで強く申し上げておきたいと思います。

答弁を具体化する取り組みが、私は十分になされていないと思いますので、その資格証明書の交付を減らすための具体的な提案を1つさせていただきたいと思います。

3月会議で例として挙げました広島市では、資格証明書を交付され、医者にかかれずに死亡

する事例が相次ぎまして、資格証明書の交付は納付の意思を基準にして判断をするというふうになりました。滞納者との直接面談で、納付の意思がなければ資格証明書、納付の意思があれば短期保険証を交付するということです。この基準をもとに対応した結果、２００６年に９,０００世帯近くあった資格証明書の交付を２年間で０にすることができたわけです。

私は、資格証明書の交付を減らすには、この広島市の対応が参考になると思っています。ポイント、資格証明書交付の基準の見直しです。本市の資格証明書交付の基準は、３月会議の前市民課長の答弁では、２年以上の滞納があって、納付相談に応じず、定期納付がないということでした。広島市の納付の意思に比べると、定期納付の要件があり、厳しい基準になっていると思います。

そこで、本市の基準を思い切って納付相談だけにしたらどうでしょうか。納付相談に応じなければ資格証明書、納付相談に応じれば、短期保険証を交付するということです。納付相談に応じてもらえれば、滞納分については、そこで話し合うことで、納付につなげることができます。その際、支払い可能な範囲で納付できる、そういうふうにすれば、格段にハードルが下がって納付が進むはずですよ。

ただし、直接面談が絶対条件です。必ず資格証明書の交付の前に、直接面談をして、滞納世帯の生活実態の把握と納付相談の意向を確認する必要があります。

市長にお尋ねします。

資格証明書の交付の基準を納付相談だけにして、必ず直接面談で納付相談の意向を確認するよう、改めたらどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 誤解のないようにしていただきたいのは、私はこの議会での答弁には責任を持って行政運営をしております。

また、この問題につきましては、何もしないようなそういう発言でありましたが、本当に収納推進課中心にこの滞納整理というのは一生懸命やっておりますので、そこはぜひご理解をいただきたいと思いますし、この資格証明書を発行している３９世帯、このことについても少し触れさせていただきます。

３月会議でも市民課長が答弁しておりますが、資格証明書や短期被保険証は、受診を抑制するために交付しているものではなく、真面目に保険税を納付している方とその税負担の公正・公平を確保し、滞納者との接触機会を多く得ることによって、少しでも納税に努めていただくことを目的にしております。

今年度の取り組みについては、先ほど答弁いたしました、資格証明書交付世帯につきまし

ては、昨年４月の時点での１０１世帯に対しまして、本年は８６世帯、昨年１２月時点の５７世帯に対し３９世帯と減少しております。議員はこの減少率が低いとも指摘をしておりますが、当初の８６世帯の中でも４７世帯については、直接面談を含む納付相談などを行い、現時点で３９世帯となっているところです。

この３９世帯についても細かく分析をしております。３９世帯中、下ノ加江地区２世帯、半島地区１０世帯、市街地地区１５世帯、三崎地区１０世帯、下川口地区２世帯となっております。

前田議員は、３月会議の質問の中で、文書を発送して反応のない世帯については、直接会わない限り状況の把握はできない。特別事情の届出書を提出しないからといって、悪質な滞納者とは限らない。支払い能力があるのに、国保税を納めず、相談にも応じない悪質な滞納者には、それ相応の毅然とした対応が必要。さらに、滞納世帯を精査すれば、そのような滞納者はきわめて少なく、生活に困り、払いたくても払えないという善良な市民がほとんどではないかと指摘されました。そのことも踏まえ、実態把握に努め、資格証明書の交付は可能な限り抑え、短期被保険者証を活用したいと私は答えたところでありますし、その考えのもと、本年度、対応しているところでございます。

この資格証明書交付３９世帯については、先ほど答弁したとおり、収入や資産の調査、ほかの債権の有無、生活状況をはじめ、これまでの滞納の経過などを多角的に分析しておりますが、３９世帯のうち、これまで悪質滞納者として差し押さえなどの滞納整理を実施した世帯は１０件、納税相談で分納などを約束したにもかかわらず、納税がされていない納付誓約不履行世帯１２件、たび重なる催告に対しても、何の連絡もない世帯１７件となっております。

その中で言えることは、議員の言われる生活に困り、払いたくても払えないという善良な市民との認識よりも、総体的に納税意識の低さ、納付意欲の欠如、そういうものに起因しているのではないかというふうに感じているところであります。

そして、資格証明書及び短期証明書の取り扱いについては、基準を見直してはどうかというご指摘であります。これは今後も交付基準に従って運用したいと考えております。

○議長（永野裕夫君） ４番 前田 晃君。

（４番 前田 晃君発言席）

○４番（前田 晃君） 私は、今の基準についてお尋ねをしたんです。最後の本当に一部分しかお答えがなかったんですけれども、私は何も収納推進課や市民課が十分なことはしていないとは言っていない。３月会議の市長の答弁によりますと、それに従いますと、もっとこの資格証明書の交付の数について減らすことができるのではないかと、その取り組みをどういう取り組みしましたかということ聞いたんです。取り組みのテンポとしては、非常に私は遅いとい

うふうに思います。そのことをお話をさせてもらったわけです。

今の市長の答弁を聞きまして、さまざまな取り組みをされているなということはわかりましたけれども、テンポを上げていただきたい。その減りようが私は大変少ないのではないかと、そのあたりの対応がまだまだ足りないかと、足りないのではないかなということを思っています。滞納世帯の資産調査をすれば、中には十分な税負担が可能と判断できるケースがあると思います。私は、広島市の国保や収納担当の職員もそのような実態はもちろん把握していながら、多分、面談では納付の意思だけを確認して、短期保険証の交付の判断をしたんだろうと思います。しかし、実際は、納付の意思の確認だけで終わるはずありません。その後に納付の相談はきっちりやっているはずなんです。それでも資格証明書の交付をしているんです。ここなんです。本市においても、直接面談では、納付の相談の意向だけを確認して、短期保険証交付の判断をして、納付についてはこれまでのように納付相談でしっかり対応をすれば、大いに私は実現可能だと思います。これまで何度も確認しています。市長も先ほどおっしゃいましたけれども、資格証明書や短期保険証の交付は、滞納に対するペナルティではありません。滞納者との接触の機会をふやす、そういう位置づけをされているわけですから、直接面談をして、納付相談の意向を確認して、短期保険証を交付することは市にとっても、滞納者にとっても、プラスになるはずです。マイナスになる要素は1つありません。市長にもう一度お尋ねをします。

資格証明書の交付の基準を納付相談だけにすることをぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。簡潔にお話をしてください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これまでどおり、交付基準に従って運用したいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 検討してくださいというふうに私はお話しているんです。検討はしてもらえないですか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 何度も言って恐縮なんです、交付基準というのは定めておりますので、この交付基準に従って運用していきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） これ以上言っても話が進みません。ここで置きますけれども、私は、

あとちょっとほかにも言いたいことがありましたが、あとの問題がありますので、ここで打ち切らせてもらいますけれども、この市長の答弁につきまして、一言申し上げたいと思います。

この資格証明書の質問全体を通して、私は市長に答弁に対する無責任さが際立っているというふうに私は思います。3月会議での資格証明書を短期保険証に切りかえるという答弁、また直接面談の機会を設ける取り組みが弱かったことを反省した答弁も、さらには滞納者との接触の機会を図り、実態把握に努めるという答弁にも、ご自分が責任を負っている自覚、履行しなければならないという自覚が私には少しも感じられませんでした。

市長の答弁がこれほど軽いものなら、議会質問は何なのか、その意味も問われてくるのではないかというふうに思います。

3月会議で市長は、これまで私が答弁したことについては一点の曇りもないと胸を張って述べておられました。今、ここでも一点の曇りもないと胸を張って言えるのかどうか、問題は、市長がこれまでの議会答弁を誠実に履行するかどうかだと私は思っています。取り組みはしたというふうにお話されましたけれども、私はテンポの問題だと思っています。議会で行った答弁については、しっかりと責任を持って対応をしていただきたい。この点を強く申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

3つ目は、きらら清水保育園の民営化についての質問です。

きのうの西原議員の質問と重なる部分もあると思いますが、どうかご了承ください。

さて、市はこの4月に統合したきらら清水保育園を平成29年4月から指定管理者に移行する方針をかため、10月末から保護者への説明会を始めています。それに先立つ今年の3月会議には、きらら清水保育園に指定管理者を導入できるようにする条例案を早々と提出して制定をいたしました。

そして、この間の動きを見ますと、保護者や市民の意向とはかかわりなく、きらら清水保育園の民営化が既に決まっているかのように進められています。

福祉事務所長にお尋ねをいたします。

きらら清水保育園の民営化は、市が設置者のままで指定管理者に運営を委託する公設民営の形で行われるわけですがけれども、このきらら清水保育園に指定管理者制度を導入する理由についてお尋ねをいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

本市においても少子化が進行し、就学前人口が減少している反面、社会・経済情勢の変化や女性の社会進出の進展、保護者の就労形態の多様化、子育て意識の変化などにより、保育ニー

ズもますます多様化しております。

そのため、これらの課題に対応するため、地方自治法第244条の2の規定により、きらら清水保育園に指定管理者制度を導入することで、民間事業者の持つスピード感、特色あるサービス、柔軟な対応力などを生かして、なお一層の保育サービスの向上を図ることを目的として実施したいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 今、所長のほうから保育ニーズに対応するために、指定管理者を導入するというお話でしたけれども、私はこれまでの感触としまして、市の負担、特に保育士の人件費を減らすということが保育園を民営化する大きな動機になっているのではないかなというを感じています。

ここに福祉事務所が保護者説明会で配布した資料があります。この中には午前中の細川議員の質問でも触れられましたけれども、本市の収支状況の推移を示すグラフが載せられていて、起債の返済が始まる平成28年度、来年から毎年2億円程度の赤字となって、今後10年間で累積の赤字が20億円を超えるという予測がされています。

こんな破綻寸前の危機的な財政状況になることが現実問題として本当にあるのだろうか疑問に思うところですが、ほかにこの中にはきらら清水保育園の建設費5億5,000万円の返済についても、実際はその70%が交付税措置されるにもかかわらず、市が全額負担するように受け取れる、そういった部分も中にあります。

私は、市が必要以上に財政危機をあおって、民営化の方向へと保護者を誘導しているのではないか、そういうふうに見えて仕方ありません。

福祉事務所長にお尋ねをいたします。

人件費の削減については、当初は4,000万円、保育士の人件費ということでした。それが削減できるとしていましたが、2回目の説明会では、そうではなくて、臨時職員の経費が削減できると修正されています。

そして、きのうの西原議員の質問に対しては、削減どころか、800万円オーバーするという内容の答弁がありました。人件費削減の答弁が二転三転していますが、どこに真実があるのでしょうか。民営化することで、人件費のどの経費がどのくらい削減できると想定しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

きのうの西原議員への答弁とも重なりますが、お答えいたします。

当初は、平成２７年度で組んでおりました人件費２０人分の長期臨時職員の分、６，０００万円のうち、指定管理者との費用の増減にする分を差し引きしまして、そのうち４、５，０００万円程度減少するのではないかというふうに大まかな概算で見込みを立てておりました。それを保護者の説明会でもそのように説明いたしました。

しかし、平成２９年度の人件費見込みを計算しまして、平成２９年度の人員予定配置で積算し直してみたところ、指定管理者を導入しない場合の保育所運営経費は全体で３億９，３９６万円となりました。これを指定管理者とした場合は、指定管理者の委託料で１億１，２０５万７，０００円の見込みで、総額での保育所運営費が４億２０３万円となり、指定管理者とした場合が約８００万円ほど増額する、全く逆の結果となりました。

これは、保護者説明会で想定していました平成２７年度における職員の人件費等を非常に甘く見積もりした結果であると思ってまして、非常に反省しておりますが、このように逆転の結果にはなりましたが、そのことは次に２１日にまた保護者説明会を予定しておりますので、そのときに皆さんに説明をして、納得していただけるようおわび申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君）　４番　前田　晃君。

（４番　前田　晃君発言席）

○４番（前田　晃君）　当初、想定した経費削減も精密に計算をすれば、だんだん怪しくなってきたというのが実情じゃないかと思えますけれども、私は他市の保育行政に携わっていたある職員に聞きましたら、民営化をしても想定外の支出が新たに生まれて、必ずしも経費節減につながるとは限らないというお話がありました。

いずれにしても、この経費削減が大きな理由になっていると私は思いますので、民営化することが本当に経費削減につながるのか、十分な検証が必要ではないかなと思います。

続けて、福祉事務所長にお尋ねをいたします。

民営化すれば、保護者が希望する多様な保育サービスが実現できると。これが主な柱だというような説明もありましたけれども、しかし、市から委託を受ける指定管理者の場合は、保育園の運営につきましては、決められた運営費、これは所長のほうからも説明はきのうありましたけれども、国が決めた公定価格に園児数を掛けたもの、この運営費の範囲内で運営することになるわけですから、サービスを拡大するとなると、保育士の人件費を削るとか、保護者に保育料とは別に新たな負担を求めるとか、どこかに必ずしわ寄せが及ぶことになろうと思います。

場合によっては、先ほどの経費削減ともかかわりますけれども、市にも上乗せ分の負担が求められるということも大いに考えられると思います。この指定管理者の保育サービスの実現は、

どのように担保をするのか、されているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

土曜日の１８時３０分までの保育時間の延長につきましては、募集要項、仕様書に明記します。

延長保育時間の延長や休日保育の実施については、仕様書で実施することを明記しますが、利用料金については申請者の事業計画の中で実施時間や料金を提案してくることになります。

また、指定管理者独自の保育サービスの実施についても、事業計画書で提案してきますので、このことにより、担保されるものと考えております。

○議長（永野裕夫君） ４番 前田 晃君。

（４番 前田 晃君発言席）

○４番（前田 晃君） この目玉になります保育サービスの拡大には、お金がかかります。延長保育、休日保育などの特別保育の拡大や、きのう説明がありました英語教育などの特別サービスの提供の経費というのは、これは結局、指定管理者ではなくて、サービスを受ける保護者が負担をするということになるわけです。

生活が大変だから共働きで保育園に子どもを預けているのに、保育料とは別に高い利用料金を負担して保育サービスを受ける、これが本当に保育サービスの拡大なののでしょうか。民営化するのであれば、市として保育サービスについての責任あるきちんとした見通しと説明が私は必要だと思います。民営化してしまえば、あとの運営は指定管理者の責任だというわけにはいきません。次に民営化すれば、臨時職員の採用が見込まれ、雇用の場の創設になるという説明も聞いています。

確かに、保育士の正規雇用が実現すれば、生活の安定と保育実践の積み上げにもつながります。それは歓迎すべきことだと私も思います。しかし、正規雇用でも、賃金は今の臨時の賃金を下回らないという程度では、素直には喜べません。本市の臨時保育士の賃金は、きのうの所長の答弁にもありましたが、日額で７，２００円、月額でも１５万円程度、年収では２００万円に至らない、まさにワーキングプアの中にあります。この賃金水準のままでは、労働条件の改善にもなりません。しかも、正規雇用といっても、指定管理者の場合は、委託の更新があるために、安定雇用とは言い切れない面もありますし、利益がなければ全員解雇して、撤退する可能性さえあります。民営化すれば、労働条件が改善されるというのは、余りにも楽観的だと思います。保育士の処遇の改善は保育の質にもかかわる大きな問題で、そもそも民営化すれば解決できるという問題でもないと思います。

福祉事務所長にお尋ねします。

民営化した後の職員の労働条件については、指定管理者の判断に任せることになるのですが、この点についても市としての責任ある見通しと説明が必要だと思います。民営化した後の職員の労働条件については、どのように担保をされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

指定管理者が指定管理の申請に出す申請書、事業計画書の中で、さらら清水保育園の職員配置及び勤務条件及び雇用形態の提出を求めるとともに、募集要項で職員の雇用管理に当たっては、労働関係法令を遵守することの規定を設けていますので、提出された事業計画書により、労働条件は担保されと考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。

ここまで民営化の理由についていろいろ答弁いただきました。経費節減、それからサービスの拡大、臨時保育士の採用、市としていろんな手だてをとるとしましても、私は最終的には事業者の判断にゆだねられているというふうな印象を持ちます。

民営化が先にあるような、そんな感じがしまして、いまひとつ、十分納得がいきません。保護者の皆さんは、この計画をどう思われているのかというふうに思います。

そこで福祉事務所長にお尋ねをいたします。

これまで保護者説明会が2回行われていますが、そこでは民営化についてどのような質問や意見が出されたのでしょうか。きのう、西原議員の質問にもありましたが、もう1回お答えください。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

きのうの西原議員の答弁と同じになりますが、主な意見といたしましては、撤退のリスクについて、途中で撤退する可能性はないのか、民間会社は利益を追求するもの、保育のサービスが低下するのではないのか、人員の確保が難しいのではないのか、現在の臨時保育士を雇用してもらえるのかなどの心配する意見や、指定管理者制度についてよくわかったなどのご意見もございました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4 番 前田 晃君。

（4 番 前田 晃君発言席）

○4 番（前田 晃君） 説明会の保護者の声につきましては、不安などいろいろな意見が出ていまして、今、お話がありました指定管理者制度についてよくわかったという声もあったということでした。

私もホームページに載せられている説明会の報告を読ませていただきましたが、所長が前段で答弁しましたように、保護者の声としましては、民営化への疑問や不安の声が多く出されているなという印象を持ちました。

また、もっと時間をかけて、協議をすべきではないかなという声も多かったように思いました。

続けて、福祉事務所長にお尋ねをいたします。

所長はその説明会の中で、民営化の質問に対して、保護者会の総意で過半数以上の反対があれば、市としても進めていくことはできないと回答をされていますが、この回答はその後変更はありませんか、お尋ねをいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

きさら清水保育園保護者の総意で過半数以上の方が指定管理者の導入について反対の明確な意思表示があれば、進めることはできないという私の考えには変わりはありませんが、これは保護者会の意見や考えを求めるということではなく、保護者の皆様の不安を解消し、ご理解を得るため、説明を尽くして指定管理者の導入を進めていきたいという考えであります。

○議長（永野裕夫君） 4 番 前田 晃君。

（4 番 前田 晃君発言席）

○4 番（前田 晃君） 福祉事務所が進める側ですから、進めていくのは私、当然だと思えますけれども、私は所長の保護者の総意を尊重することを表明したこの回答は、行政を進める側の姿勢として、私は高く評価をしております。引き続き、この保護者の声を大切にする姿勢を堅持して、対応していただきたいというふうに心から願っております。

ところで、きのうの西原議員の質問の中で紹介もされましたが、この土曜日に、きさら清水保育園の保護者会総会が開かれまして、そこで民営化案に反対する決定がなされたということです。保護者総世帯数 1 3 1 世帯のおよそ 4 分の 3、9 7 世帯の出席で、委任状も含めて 1 1 2 世帯、8 5 % の圧倒的多数で指定管理者の導入を否決したということでした。

市長にお尋ねをいたします。

この保護者会総会の決定は、福祉事務所長の答えた保護者会の過半数以上の総意に当たりますから、市としてはこのまま民営化を進めることはできないことになります。この決定を受けて、市としてどう対応されるのでしょうか。市長のお考えをお尋ねします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） このことにつきましては、きのうの西原議員の答弁でも言いました。

これまで順調に話し合いが行われて、福祉事務所としては誠意をもって保護者と対応しているという報告も受けておりますし、福祉事務所長のこれまでの人柄、信頼、私は信頼をしておりますので、適切な対応をさせていただいているというふうに思っております。

ただ、突発的にきのうの朝の段階で、この報告を受けまして、きょう、きらら清水保育園の保護者の会長名で、その指定管理者導入の即時中止という要望書を、きょう、突然いただきました。この反対の理由というのが、また市の対応に誠意がない、具体性が見えない、経費節減効果が期待できない、中心保育所は公で運営すべき、財政問題と子どもは別物、そういういわばどういう真意でこういうふうな反対理由で、これまでの話し合いの経過、それから保育所を考える検討委員会の中でもこの方も、会長の方もその会にも入っておられるし、これまでの福祉事務所長との対応もやり取りも聞いておりますので、こういう突然、要望書を受け取って、ちょっとこのことについてもっと掘り下げて検討したいなというふうに思っているところでございます。

また、21日には、まだ説明をしている段階ですので、21日にも説明会を行い、今、本当に一生懸命、福祉事務所長としては、ホームページでも公開もし、そのことについての疑問点についても、Q & Aとか、本当に丁寧な対応をしているにもかかわらず、このような要望書をいただきましたので、もっとどういうものなのか、分析もし、またよければこの方にも会って話も聞きたいと思っているところであります。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） これ保護者会の総会の決定ですので、私も詳細はわかりませんが、これは決定をしたことですから、それが市長がいろんな評論をすべきことではないと思うんですけれども、私は対応をお尋ねしたんですが、ちょっと別の話をされましたので、私の質問に答えてください。この保護者会総会の決定は、きらら清水保育園に直接子どもたちを預ける保護者の声ですから、私は大変重いと思います。どういう意図かということは私もわかりませんが、非常に重い声だというふうに思います。市としてスケジュールや都合もあるでし

ようけれども、市はこの声を最大限尊重して、私は対応すべきだと思います。分析もし、検討するということでしたので、十分、私はやっていただきたいと思います。

反対した保護者の中には、これ想像ですけども、民営化そのものに反対する人もいれば、説明不足で判断できないから反対という人もいたかもしれません。考えてみてください。清水地区の小学校の統廃合計画は、教育委員会が２年間かけて説明に出向き、理解を求めることになっています。それなのに保育園の民営化については、この１１月と１２月のわずか２カ月で結論を出せということですから、これは余りにも私は無謀だと思います。正式におろしたのは１０月の末ですから、そして非常に保護者に対しても失礼だというふうに私は思います。この保護者会総会の決定は、行政の都合でつくられた一方的な計画に私はノーが突きつけられたというふうにも言えると思います。この意味をしっかりと執行部は受けとめるべきです。この保護者の声に耳を貸さず、行政主導でこのまま進めていけば、きっと大きな禍根を残すことになると思います。民営化ありきではなく、保護者の声を最大限尊重して、対応をしていただきたいと思います。

きらら清水保育園の役割にかかわって、最後に市長にお尋ねをいたします。

きらら清水保育園は、本市では園児数、職員数、施設、設備とも規模が最も大きく、中核になる保育園です。新しい子ども・子育て支援制度が発足をした中で、子育て支援行政を充実させる上でも、市内５園の基幹園、中心になる園としてのきらら清水保育園には、大きな役割があると思います。今でもきらら清水保育園には、地域子育て支援センターが併設されておりまして、本市の子育て支援の中心的な役割を担っています。

また、将来的には、園児の減少によりまして、周辺の４園の統廃合や分園化なども想定をされ、きらら清水保育園がその４園をバックアップをするということも考えられます。

こういった今後、きらら清水保育園が担う市の保育行政にかかわる重要な役割を指定管理者に任せることができるのでしょうか。

市長にお尋ねをいたします。

今回の民営化の問題は、きらら清水保育園だけではなく、本市の子育て支援行政を今後どう進めるかというビジョンの中で考えていくべき問題だと思います。新制度の中で、本市の子育て行政を充実させるためにも、拠点となるきらら清水保育園は、直営で存続をさせるべきだと思いますが、市長のお考えをお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この２カ月で降ってわいたような議論というふうに言われましたが、これは平成２５年から前所長のときから委員会もつくって、先進地視察にも赴き、そうやって

みんなでこの指定管理者制度については、議論もしてきて、一定の方向性を出しながらやってきたという経過がございます。

しかしながら、この開設に当たっては、やはり保護者の不安というのがありまして、同時に行うということはやめてほしいというような委員会の一定の答申も出ましたから、そこでこの1年間、この運営を見ながら、そして議論をしようということで進めてまいっておりますので、何も降ってわいたような提案ではございません。

指定管理者について、前田議員の本当に詳細な心配事と言いますか、見解の相違もあるわけですが、ご質問がございました。

私は、今の現状、保育行政の現状、ずっとこの50年間続いている保育行政のゆがみと言いますか、今の職員体制や運営方法の例えば職員構成一つをとっても、約50%が臨時職員であるというこういう現実、これを放置してきておりますので、一定、保育所改革を行いながらも、保育ニーズ、多くの子育て世代の皆さんの声もいただいておりますので、そういうことをいろんなことを考えて、今回のこのきらら清水保育園に指定管理者を導入することによって、新たなサービス、そういうものを提供し、また本市の子育て支援の充実を図る、そしてあわせて臨時職員の皆さんの処遇の向上、これに道筋をつけるためには、この指定管理者制度というのが必要であるという考え方から、庁内の議論も行い、今、丁寧に本当に丁寧に説明を保護者には行っておるところでありますので、今後も丁寧な対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明12月16日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時03分 延 会